

平成30年10月30日  
市町村第638号

各市町村担当部長 殿  
(財政主管課扱い)

奈良県地域振興部市町村振興課長

奈良県公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金の活用について

標記のことについては、平成31年度の予算において補助制度を創設することとして  
います。

つきましては、来年夏までに県内市町村全ての公立小中学校の普通教室における空  
調設備設置の完了を目標に設備整備に取り組んでいただけるよう、予定している制度  
の概要を別添のとおりお知らせいたします。

制度の積極的な活用に向けたご対応についてよろしく申し上げます。

# 公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金の活用に向けて

## 趣旨

○記録的猛暑が続いた状況をふまえ、全国に比べて大幅に遅れている県内公立小中学校の空調設備設置を後押しするため、**平成30年度国補正予算（第1号）に基づく「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用して公立小中学校普通教室への空調設備の設置に取り組む市町村に対し、緊急的な財政支援を実施。**

## 県補助制度の概要

○設備整備費に係る国庫補助金及び地方債元利償還金に対する地方交付税措置額を差し引いた**実質的な市町村負担額に対する1/4を補助**

○交付税措置のある地方債を最大限活用するため、市町村の地方債元利償還に要する経費を補助対象経費とし、市町村の償還が始まる**翌年度に補助**

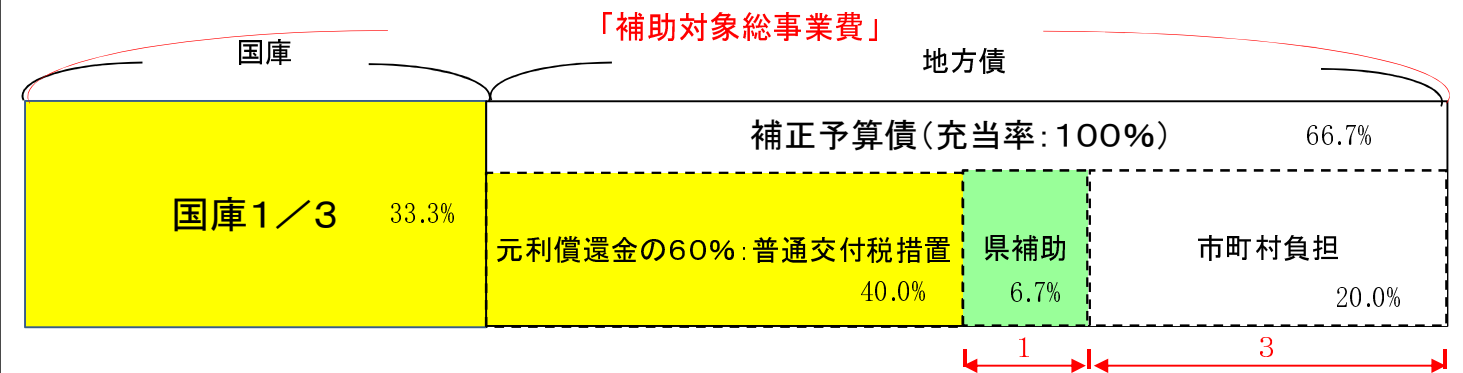
○県補助実施時期：**補助対象事業完了年度の翌年度**

○予算措置：9億円を限度額とした債務負担行為

(平成30年9月議会で承認)

## 奈良県による支援スキーム

H30国補正予算に基づく国交付金を活用した市町村に対し、**地方交付税算入額を考慮した実質的な地方負担額の1/4を事業完了翌年度に一括補助。**



※「補助対象総事業費」とは、国交付金の交付限度額（事務費を除く。）を算定割合で割り戻した金額をいう。

## ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金(文部科学省分)の制度概要 (詳細は国において検討中)

○総額:985億円(うち空調関係817億円)

○国庫補助金を充当した残額には充当率100%、地方交付税措置率60%(従来は50%)の補正予算債を起債できる。

○迅速な対応が必要であることから、事前着工した事業(完了した事業も含む)も対象となる予定。

○補助下限額の見直し: 学校単位で400万円 → 市町村単位で400万円

# 補助金の基本的な考え方について

## 1. 趣旨

○公立小中学校普通教室（公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目に規定する普通教室をいう。以下同じ。）  
の空調設備の設置に取り組む市町村（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の財政負担の軽減を図り、また教育環境の改善により児童及び生徒の学習意欲や規範意識など、教育パフォーマンスの向上を図るための緊急的な財政支援措置として、市町村が平成30年度国補正予算（第1号）に基づく「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用して空調設備を設置する事業に対して、当該経費のために借り入れた地方債の償還財源を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2. 補助対象団体

○補助金の交付の対象となる団体は、市町村とします。

## 3. 補助対象事業

○補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公立小中学校の普通教室に空調設備を設置する事業のうち、市町村において平成30年度国補正予算（第1号）に基づく「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」（以下「国交付金」という。）の要望を行い、交付に向けた手続きを行った事業とします。

## 4. 補助の対象となる経費及び補助金の額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとし、補助金は、**補助対象事業完了年度の翌年度に交付**します。

補助の対象となる経費	補助金の額
補助対象総事業費※に充当された地方債の元利償還に要する経費及び当該地方債の償還財源として減債基金等に積み立てるための経費	補助対象総事業費※に充当された地方債の元利償還に要する経費から、当該地方債にかかる地方交付税措置額として算出される額及び運用に基づく利息に相当する額として知事が定める方法により算定した額を控除した額の4分の1以内の額(算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、当該地方債の元利償還に要する経費の総額を上限とします。  なお、学校単位での補助対象総事業費が2億円を超える場合、2億円を補助対象総事業費とします。

※「補助対象総事業費」とは、補助対象事業にかかる経費のうち、国交付金交付要綱に基づいて算出した交付限度額（事務費を除く。）を同要綱で定める算定割合で割り戻した金額（市町村ごとに国交付金の配分基礎額として積算された金額であり、実工事費が当該配分基礎額を下回る場合は、実工事費）をいいます。

## 5. 補助金の管理

○補助金の交付を受けた市町村は、**補助金を補助対象総事業費に充当された地方債の元利償還金に充当し、残額を減債基金等に積み立て**地方債の償還財源として**適正に運用**していただくものとします。

また、その償還状況について毎年度知事が定める日までに別途定める様式により知事に報告していただくものとします。

## 6. その他

○平成31年度当初予算成立後を目処に、速やかに補助要綱を制定し制度の詳細をお示しする予定です。